

令和元年度 大東市教育委員会 9月 定例会 会議録

1. 開催年月日

令和元年9月19日（木） 午前10時00分～午前11時30分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・教育長 亀岡 治義
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 水野 達朗
- ・教育委員 太田 忠雄
- ・教育委員 齊藤 めぐみ

4. 出席説明員（17名）

- ・学校教育部長 澤田 芳彦
- ・学校教育部指導監 岡本 功
- ・生涯学習部長兼総括次長 南田 隆司
- ・学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 北田 吉彦
- ・福祉・子ども部子ども室課長 杉谷 明子
- ・学校教育部教育政策室課長 藤原 成典
- ・学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・学校教育部教育政策室課長 渡邊 良
- ・学校教育部教育政策室課長兼教育研究所長 奥村 彰悟
- ・学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 梅本 正直
- ・学校教育部学校管理課長 清水 鉄也
- ・生涯学習部生涯学習課長 平岡 健一郎
- ・生涯学習部生涯学習課参事 黒田 淳
- ・生涯学習部スポーツ振興課長 中村 正則
- ・福祉・子ども部子ども室上席主査 川邊 幸秀
- ・学校教育部教育策室上席主査 小田 恭裕

5. 傍聴者 0名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第29号
平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価報告書について
- 日 程 第 3 教委議案第30号
令和元年度文化の日の表彰について
- 日 程 第 4 教委議案第31号
大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正す
る規則について
- 日 程 第 5 教委議案第32号
大東市指定文化財の指定について
- 日 程 第 6 教委議案第33号
平成30・31年度大東市スポーツ推進委員の委嘱につい
て
- 日 程 第 7 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第29号

平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価報告書について

平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
を作成したので、委員会の議決を求める。

令和元年9月19日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2
6条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関す
る報告書を議会に提出し、市民に対して公開するため。

教委議案第30号

令和元年度文化の日の表彰について

大東市教育委員会表彰および感謝状授与に関する規程第8条に基づき、令和元年度文化の日の表彰をうけるべき者の候補を次のとおり提出し、選考を求める。

令和元年9月19日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

大東市教育委員会表彰および感謝状授与に関する規程第4条に該当する表彰を受けるべき者の選考を行うため。

令和元年度 文化の日表彰者名簿【10名】

	氏名	かな	年齢	推薦団体	活動年数 (年・ヶ月)	住所	備考
1	佐々木 義和	ささき よしかず	54	大東市スカウト協議会	15.7	大東市	青少年健全育成
2	日高 健	ひだか たける	54	大東市青少年指導員会	11.0	大東市	青少年健全育成
3	村橋 浩一郎	むらはし こういちろう	54	大東市こども会育成連絡協議会	10.1	大東市	青少年健全育成
4	戸田 光俊	とだ みつとし	49	大東市青少年指導員会	12.7	大東市	青少年健全育成
5	塩津 芙美恵	しおつ ふみえ	73	大東市文化協会	10.7	大東市	文化振興
6	林 孝夫	はやし たかお	68	大東市公民館登録団体連絡会	16.7	大東市	文化振興
7	川上 和子	かわかみ かずこ	65	大東市体育協会	11.7	大東市	スポーツ振興
8	岩村 徳美	いわむら とくみ	61	大東市体育協会	16.1	大東市	スポーツ振興
9	高倉 栄一	たかくら えいいち	60	大東市スポーツ推進委員会	11.7	大東市	スポーツ振興
10	上西 幸久	かみにし ゆきひさ	57	大東市スポーツ少年団本部	11.7	大東市	スポーツ振興

教委議案第31号

大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和元年9月19日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

大東市立総合文化センターにおいて、新たに追加した附属設備の使用料を定めるに当たり、所要の改正を行うため。

大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

令和元年9月24日

教委規則第2号

大東市立総合文化センター条例施行規則（平成18年教委規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2大ホールの項中

「

サブミキサー	1台	1,500	
--------	----	-------	--

」

を

「

サブミキサー（アナログ14ch）	1台	1,500	
サブミキサー（デジタル32ch）	1台	3,000	

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教委議案第32号

大東市指定文化財の指定について

大東市文化財保護条例第6条第1項の規定により、別紙のとおり大東市指定有形文化財として指定する。

令和元年9月19日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

専応寺 聖徳太子立像は、本市にとって重要な文化財であり、保存、継承及び活用すべきものであるため。

指定番号	第20号
分野	有形文化財
種別	美術工芸品（彫刻）
名称	専応寺 聖徳太子立像 (センノウジ ショウトクタイシリユウゾウ)
員数	1 軀
時代	室町時代
所在地	大東市野崎2丁目9番50号
所有者	宗教法人 専応寺



指定調書

名 称	専応寺 聖徳太子立像 (センノウジ ショウトクタイシリユウゾウ)
員 数	1 軀
時 代	室町時代
法 量	像高 72.5 cm
所在地	専応寺 (大東市野崎 2 丁目 9 番 50 号)
所有者	宗教法人 専応寺

専応寺は、山号を「戸森山」といい、大東市東部の野崎にある浄土真宗本願寺派の寺院である。専応寺の成立については、同寺に伝わる複数の由緒書によれば、親鸞の高弟二十四輩の一人である唯信が鎌倉時代に開いたとするものや、唯信から系譜を受けた正了が文明 2 年 (1470) に入寺したとするものなど諸説があり、一定しないが、永正 17 年 (1520) に本願寺から下付された「専応寺 絹本着色 阿弥陀如来絵像」(大東市指定文化財)の裏書に「専応寺」の寺号を確認できる。

専応寺には多数の寺宝が伝わっているが、その中で、今回指定するのは、太子堂に安置されている「専応寺 聖徳太子立像」である。本像は、ヒノキ材、寄木造、彫眼、彩色仕上げで、聖徳太子 16 歳の時、父の用明天皇の病氣平癒を祈念した姿をあらわした「孝養太子像」の形式をとっており、頭髮は中央で分けて美豆良を結び、袍、裙、袈裟、横被を着して、右手に柄香炉を持ち、左手は右手下の横被の端を持っている。

本像の頭部はやや大きくて角張り、面部も角張っている。髪を後部に引いて膨らんだ顔に弧線の眉と吊り上がった厳しい眼は威厳を感じさせる。このような頭部や顔の表現は、室町時代に多い作風であり、美豆良と袍の頸上に大きく写実性を離れた表現が見られるところから、同時代の作と推定される。

本像は、専応寺に伝わる享保 12 年 (1727) の記録『浄土真宗廿四輩正統実記』に「聖徳太子尊像 太子御直作」と記載されているのが初出である。また、『大坂御奉行所江差上候願書留』という記録からは、享保 15 年 (1730) に太子堂の新築を願い出たことや、宝暦 2 年 (1752) に太子堂の前に拝殿・廊下の建築を願い出たこと、翌 3 年に門徒からの寄進によって太子堂の厨子が新調されたことなどがわかる。

江戸時代に流行した野崎まいりでは、多くの参拝者が専応寺の太子堂に詣でてから、慈眼寺の観音堂へ参っており、享和元年 (1801) 刊行の『河内名所図会』では、讃良郡の名所の一つとして太子堂が紹介されている。

本像は、北河内に現存する最古の聖徳太子像であり、当地における聖徳太子信仰と浄土真宗の伝播との関係を考える上で貴重な文化財であることから、市指定有形文化財に指定し、保存と活用を図るに値するものとする。

大東市指定文化財一覧

分野	種別	種別2	番号	名称	員数	所有者	文化財所在地 (管理者)	指定 年月日
市有形	美術工芸品	考古	1	弥生式大型短 頸壺形土器	1	大東市	大東市野崎 (大東市立歴史 民俗資料館)	S58.7.19
市有形	建造物	工作物	2	石造 九重層塔	1	宗教法人 福聚 山 慈眼寺	大東市野崎	S58.7.19
市有形	美術工芸品	彫刻	3	石造 地藏菩薩 立像(延徳銘 地藏)	1	龍間自治会	大東市龍間 龍光寺	S58.7.19
市有形	美術工芸品	彫刻	4	石造 地藏菩薩 立像(永祿銘 地藏)	1	御領自治会	大東市御領 1-3-10 西福寺	S58.7.19
市有形	美術工芸品	彫刻	5	一石二段六地 蔵板碑	1	龍間自治会	大東市龍間	S58.7.19
市有形	美術工芸品	彫刻	6	一石十三仏板 碑	1	龍間自治会	大東市龍間 1284-1 称迎寺	S58.7.19
市有形	建造物	建築物	7	諸福天満宮本 殿	1	諸福天満宮	大東市諸福	S58.7.19
市有形	美術工芸品	考古	8	北新町遺跡出 土戸口装置	1	大東市	大東市野崎 (大東市立歴史 民俗資料館)	H3.4.1
市有形	美術工芸品	考古	9	北新町遺跡出 土等大寺刻印 平瓦	1	大東市	大東市野崎 (大東市立歴史 民俗資料館)	H22.3.26
市有形	美術工芸品	考古	10	北新町遺跡出 土翡翠製勾玉	1	大東市	大東市野崎 大東市立歴史 民俗資料館	H22.3.26
市有形	美術工芸品	考古	11	北新町遺跡出 土花枝双鳥文 鏡	1	大東市	大東市野崎 (大東市立歴史 民俗資料館)	H22.3.26
市史跡	記念物	史跡	12	堂山古墳群	1	大東市	大東市寺川	H24.3.14
市有形	美術工芸品	考古	13	北新町遺跡出 土人面墨書土 器	2	大東市	大東市野崎 (大東市立歴史 民俗資料館)	H26.3.26
市有形	民俗	有形民俗	14	龍間の石工道 具	一式	大東市	大東市野崎 (大東市立歴史 民俗資料館)	H27.3.24
市有形	美術工芸品	絵画	15	正覺寺 絹本着 色 阿弥陀如来 絵像	1	宗教法人 青柳 山 正覺寺	大東市三箇 正覺寺	H28.2.17
市有形	美術工芸品	絵画	16	専応寺 絹本着 色 阿弥陀如来 絵像	1	宗教法人 専応 寺	大東市野崎 専応寺	H28.2.17
市有形	美術工芸品	書籍等	17	平野屋新田会 所文書	677	大東市	大東市野崎 (大東市立歴史 民俗資料館)	H28.10.18
市有形	美術工芸品	彫刻	18	慈眼寺 十一面 観音立像	1	宗教法人 福聚 山 慈眼寺	大東市野崎 慈眼寺	H30.1.23
市史跡	記念物	史跡	19	平野屋新田会 所 千石蔵跡・ 道具蔵跡・船着 場跡	1	大東市	大東市平野屋	H31.3.25

教委議案第33号

平成30・31年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について

平成30・31年度大東市スポーツ推進委員について、次のとおり委嘱する。

令和元年9月19日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、スポーツ推進委員を追加して委嘱するため。

平成30・31年度 大東市スポーツ推進委員候補者一覧

	氏 名	年 齢	住 所	継 続 (年数)
1	<small>のがみ</small> 野上 ゆきえ	52	住道	新規

任期：令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

スポーツ推進委員について

1. スポーツ基本法第32条第2項の規定に基づき、市教委規則に定められています。
2. 大東市非常勤職員となります。
3. 報酬は、大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例に基づき月額5,000円とします。
4. 公務のために出張したとき、費用弁償として旅費を支給します。
5. 公務中の災害には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けます。
6. 任期は、2年です。（平成30年度・31年度任期は、平成30年4月1日から令和2年3月31日まで）

スポーツ基本法 （抜粋）

- 第32条 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
 - 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

生涯スポーツの推進に向けた役割

1. 地域に根ざしたスポーツ振興
2. 行政と市民とのパイプ役
3. スポーツの場の提供（企画・運営）
4. 新しいスポーツ人口の掘り起し（スポーツに親しむ機会のなかった人々に機会を提供）
5. 健康・体力づくり等の市民ニーズへの対応

8. 一般業務報告

1. 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例等の一部を改正する条例について
2. 運動会・体育大会等における組体操について
3. 令和元年度 第8回大東市教育研究フォーラム アンケート集計結果について
4. 「大東市立小・中学校の施設の使用に関する減免取扱要綱」及び「大東市立小・中学校の施設の使用に関する減免取扱内規」の制定について

9. 会議録

亀岡教育長

それでは、9月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしく申し上げます。

澤田部長

本日の出席者は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、水野委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第29号「平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

日程第2 教委議案第29号「平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」の提案理由のご説明をさせていただきます。

本報告書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、平成30年度に係る主要な施策や事務事業の取組状況等について、学識経験者の知見の活用を図りつつ点検及び評価を実施し、その結果について報告書として作成したものでございます。

さらに、本報告書は、市民への説明責任を果たすと同時に、信頼される教育行政を推進することを目的として、議会に提出するとともに、ホームページ等におきまして公表を行う必要がございます。

このため、今定例会におきまして内容等をご審議いただき、報告書の作成および公開等について、ご議決を求めるというものでございます。

それでは報告書を1枚めくっていただきまして、左の目次をご覧ください。

本報告書では、平成30年度実施の主要事業について、学校教育部からは、昨年度より2項目少ない15項目、生涯学習部から昨年度と同内容の5項目、合計20項目について、点検・評価を実施いたしております。

学校教育部より昨年度まで掲出しておりました2項目のうち、学力強化プロジェクト事業については、3年間の実施取組における検証を通じて浮き彫りとなった成果・課題を整理し、取組の重点化を図るため、平成30年度より学力向上推進事業に統合したほか、進路選択支援事業については、本市人権室において、本市各種相談事業を一本化し、整理・統合されましたことにより、今回の報告書より対象外となったものです。

また、昨年度の大東市立学校大規模改修事業については、大規模改修が一定完了したことを踏まえ、今後は通学路等を含む学校施設環境の包括的な環境改善に資する整備を行う必要があることから、項目名称を今回、学校環境整備事業としております。

続きまして、2ページから8ページまでは、「大東市教育委員会の活動の概要」として、教育委員会及び事務局各部の活動概要や各種取組状況のほか、教

育委員会会議の開催状況として、議案審議や会議開催日程等の状況について、記載をいたしておりますのでご確認ください。

続きまして、9ページから48ページにかけて、「主要な施策の点検・評価」といたしまして、教育委員会事務局各部において実施した事業等について、点検評価シートにまとめたものとなっております。

各事業評価シートの構成および評価方法、基準等につきましては、昨年度と同様とさせていただきます。

また、各実施事業について、年度において掲げた目標と、これに沿った取組内容、また取組を進めるうえで得た成果や課題内容、これに係る自己点検および評価と検証、さらに第三者による外部評価と意見等を踏まえた次年度への改善および新たな取組の方向性等について、PDCAを活用した構成内容となっておりますので、大変なボリュームとなっておりますがご確認をよろしくお願いいたします。

次に49ページから51ページにかけては、「点検・評価に関する学識経験者からの意見」といたしまして、点検・評価の客観性を確保し、教育行政を推進するうえでの参考とさせていただくという観点から、学識経験者の意見のまとめを掲載しております。

なお、学識経験者といたしましては、昨年度に引き続き、大阪産業大学の西口利文教授および元小学校長の清水検次氏の2名にお願いをし、外部評価をいただいたところです。

最後に最終52ページにおいては、「事務事業の評価のまとめ」といたしまして評価結果を一覧にし、掲載をしておりますのでご覧ください。

今回、自己評価の割合は、S～Cの5段階評価中、掲げた目標どおりの成果が得られたとするAA評価が、3項目で全体の15%、ほぼ目標どおりの成果が得られたとするA評価が、17項目で85%となっております。また、外部評価につきましても今回、同様の評価割合結果となっております。

以上が「平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の主な内容についての説明でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

水野委員

9ページの学力向上推進事業につきまして、3点質問させていただきます。

1つ目は評価理由ですが、平成29年度は「AA」となりましたが、平成30年度は「A」となっています。評価理由を見る限り、どのように取り組めば「AA」となったのか教えてください。

2つ目は外部評価コメントにつきまして、「「大東教員スキルアップ講座」についても、参加者がどの講座にも参加できる体制づくりに向けたさらなる工夫が必要となる。」とありますが、参加者は同じ方ばかりにはなっていないのでしょうか。

3つ目は今後の取組につきまして、まさに今年度スタートしていることだと思いますが、「教員が参加しやすい形態やテーマを検討していく」とありますが、学校で行う出張型もあったかと思いますが、現状はどのような状況でしよ

うか。

奥村課長

1つ目の評価理由についてですが、課題に記載しております「授業力向上チーム」は、各校が活用回数にばらつきがあった。」、また「学力向上ゼミ」では保護者等によるゼミの様子の参観の取組みができなかった。」という部分につきまして、もし出来ていれば、評価は「AA」となっていたのではないかと考えております。

2つ目の大東教員スキルアップ講座の参加者についてですが、同じ教員が複数回参加することはございますが、必ずしも同じ教員ばかりが参加しているものではございません。

3つ目の出張型の大東教員スキルアップ講座につきまして、現状で既に希望が出ておりました、今年度は5回実施しております。こちらにつきましては、学校での開催となりまして、開催校の教員の参加がほとんどとなっております。

太田委員

29ページの小中一貫教育モデル校プロジェクト事業につきまして、質問内容が先程と重複してしまいますが、平成29年度の評価は「AA」だったのが、平成30年度は「A」となってます。ほぼ目標どおりの成果が得られたという意味では「A」でも良いと思いますが、平成30年度の評価基準が1段階落ちた理由と、今後に向けてどのように取り組んでいくかという2点を教えてください。

新井課長

評価理由が1段階落ちた理由につきまして、1年目である平成29年度の取組目標といたしましては9年間を見据えた子ども像の作成と、人権教育等の各教科以外のカリキュラムの作成をメインとしており、結果として概ね達成できましたので「AA」といたしました。そして、2年目である去年度の目標は各教科のカリキュラムの作成としており、8割程度が達成できたことから「A」評価といたしました。そして、3年目である今年度はこれらの精度をより上げるために現在取り組んでいるところでございます。また、この事業はモデル校区として最終年度である3年目を迎えており、今後の全市展開に向けて、各中学校区が効果的に進めるにはどのように取り組むべきかを教育委員会として検討しているところでございます。

水野委員

11ページの教育研究推進事業につきまして、報告書としての趣旨とは少しズレてしまいますが、今後の取組について、「「だいとう教育ビジョン2019」による授業づくりを進めていくことを前提とした取組」とあり、「だいとう教育ビジョン2019」の内容をしっかりと取り組んでいくということだと思いますが、個人的には、冊子の活用等を期待しつつ、取組状況が気になっていたところです。現状はどのような状況でしょうか。

奥村課長

「だいとう教育ビジョン2019」につきまして、理解・活用研修が全小中学校で終了いたしました。当初につきましては、冊子を読んでいない教員や上手く活用できていない教員もおりましたが、今年度の大東市教育研究フォーラム第2部において「だいとう教育ビジョン2019」を活用した研修を行った際には、比較的多くの教員がワークシートへしっかりと授業づくりの内容を記入しておりましたので、今後の活用という部分では期待できるのかなと考えております。また、活用状況というわけではございませんが、この事業の取組に

については今後何らかのかたちでアンケート等の検証を図っていきたいと考えております。

水野委員 来年度にこの事務事業評価シートを作成する際、しっかり利活用ができたという報告を期待しておりますし、教員が迷ったときに立ち返ることであったり記入することで、確認でき、客観視できるという趣旨で当時は議論したかと思えますので、引き続き利活用の推進をお願いいたします。

田中委員 35ページの学校環境整備事業につきまして、1年程前の地震による被害で、学校施設のブロック塀の改修が済んでいないところもあるかと思えますが、評価が「AA」となっています。現在のブロック塀の改修率を教えてください。

清水課長 ブロック塀の改修は昨年度から実施しておりますが、危険箇所の撤去は終了しておりますが、大阪府北部地震でありますことから材料が揃にくいという事情がございまして、現在の改修率は7割程度であり、10月末で改修が完了する予定となっております。

齊藤委員 31・33ページの青少年健全育成事業につきまして、野崎青少年教育センターは利用人数が減少していますが、北条青少年教育センターは利用人数が増加しています。取組状況等が重複している部分もございまして、両センターが一緒に取り組もうという意図があるのでしょうか。

前島所長 事業によっては連絡を取り合うこともございまして、現状ではそれぞれ個別に取り組んでいるものが大半です。また、利用者数につきましては、少子化の影響を少なからず受けております。

梅本所長 事業につきましては、野崎と北条の違いとして、北条青少年教育センターでは一般施策において大東市以外の市から来られる方の受け入れも行っております。その中でも、特に近隣の四條畷市や門真市から来られる方が多いです。また、市外からでも利用が可能である旨を宣伝していただいている学校もあり、大阪市や、遠方であれば京都市から学生が利用されていることもあることから、少子化の影響は受けつつも、利用人数が増加している状況です。

太田委員 35ページの学校環境整備事業につきまして、先程のブロック塀の改修についてですが、工事内容としましては、損傷しているブロック塀を撤去し、簡易なフェンスを設置するという認識でよろしいでしょうか。

清水課長 当時ブロック塀を設置した際の建築基準と現状の建築基準とは異なっておりますが、具体的にはきっちりと鉄筋を入れる等でございますが、全校を調査させていただいた結果、現状の建築基準を満たし、かつ大地震でも損壊する恐れがないものを除き、基礎部分以外を撤去し、軽量の鉄製フェンスを設置することで、大地震にも耐えうるよう改修したものでございます。

水野委員 19ページの不登校対策事業につきまして、課題において「学校に行きたくても行くことができない」状況が不登校である」とありますが、この部分だけを読むと、「学校が嫌だ。行きたくない。」という児童生徒は不登校ではないと捉えてしまいますので、文言の精査が必要ではないのかなと考えます。いかがでしょうか。

渡邊課長 文部科学省からの定義によりましても、不登校児童生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいは

したくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」とあり、本シートにつきましては長欠と不登校の差異を示したかったこと、また事業といたしまして、学校に行きたくても行くことができない児童生徒への予防的なアプローチを強調したかったという意図で作成いたしました。しかしながら、ご指摘いただきましたとおり定義に合致していない部分もございますので、文言の精査が必要であると考えます。

田中委員

17ページの家庭教育支援事業につきまして、評価が「A」となっておりますが、昨年度に比べとても充実した事業であったと感じまして、個人的には「AA」でも良いと考えますが、「A」とされたのは他にも課題があったということでしょうか。

北田総括次長

家庭訪問等でお会いできた数値そのものは上がっておりますが、昨年度から実施しておりますネウボランドだいとうの連携事業等が目標の数値に達成していないこと、またチーム員の内容の充実性について改善の余地があると考えするため、「A」としております。

水野委員

21ページの教育相談事業につきまして、課題において「ネウボランドと連携していく必要がある。」、また今後の取組において「「ネウボランドだいとう」との連携を強化」や「不登校支援も含んだ取組」とありますが、教育相談事業自体の位置付けがどこにあるのかなと個人的に疑問です。私自身が認識を整理したいのですが、保護者の相談を受ける場合は家庭教育支援事業の方にも相談機能があり、今後に関しては妊娠・出産の時期から学歴が終わるところまで一元化した相談窓口を設置するという趣旨でネウボランドが始まりました。教育相談事業は何かの下にあるものなのか、並列的なものなのか、はたまた既に網羅されて必要がないものなのか、現状の位置づけと今後の展望を改めて聞かせてください。

渡邊課長

ネウボランドの中での就学者につきましては、専門家としてSSWがお聞きして、学校や支援担当と連携していきますが、そのなかでも家庭学習の在り方、教員の対応、学校に対する不信や疑問等のお問い合わせが教育相談室にございます。こういったなかで、教育相談室には専門的な相談を経験豊富でさまざまなノウハウを持っている元校長等が対応しており、市民のセーフティネットになっていると感じております。当然、教育相談室からネウボランドに引き継ぐケースもあるため、連携の強化が必要であると考えております。しかしながら、ネウボランドを設置したことにより、適応指導教室との関係性を含め、次年度以降、教育相談室の在り方を検討していかなければならないと考えております。

水野委員

趣旨としては相談の網を広げていき、そこをきっかけに多くの方が相談できれば良いなと思いつつも、逆に相談窓口の一元化をうたいながらもその網を広げる部分に矛盾を感じます。やはり、適応指導教室もそうですが、教育支援センター化が他の自治体でもこれから進んでいき、広がっているなかで、大東市としての教育相談の位置付けの整理が必要かと考えます。

齊藤委員

17ページの家庭教育支援事業につきまして、課題にある「当事者性のあるチーム員」とありますが、具体的にはどのようなチーム員でしょうか。

北田総括次長 地元とのつながりづくりということで、民生児童員委員の方々、また青少年指導員の方々をメインにお声掛けさせていただいたので、チーム員の方々はほぼどちらかに属されておられますが、小学校1年生の保護者の方々と年齢差が大きく、物事の考え方に若干のギャップがございます。そのため、保護者の方々と年齢が近い方がそのギャップが少なく当事者性があるという意味合いから、「当事者性がある」としたものでございます。

水野委員 今回の答弁をお伺いして感じましたが、現状では当事者性が無いと記載すると意味合いとしては厳しくなると思います。おそらく、小学校1年生の保護者の悩みとして、「うちの子がW i - F i に繋いで、i P a d でゲームばかりしている。」と聞くと、ピンとこない支援員さんが当事者性が低いという意味合いだと思いますので、当事者性が高いとされた方が良くと思いますが、いかがでしょうか。

北田総括次長 委員ご指摘のとおり部分もあるかと思いますが、今後検討させていただきます。

水野委員 25ページの英語教育推進事業につきまして、目標に「英検3級以上の取得率を20%以上にする。」とあり、成果として20.5%達成されたので「AA」でそのとおりだと思いますが、以前に20%という数値は謙虚過ぎるのではという議論があったかと記憶しておりますが、例えば、目標を30%にしていた場合には、同じことをしていても「A」や「B」になっていたと思います。あくまで目標を20%にしていたため「AA」であって、目標を下げれば下げるほど評価項目は当然上がると思いますが、目標を20%にした点、また今後どのようにハードルを上げていくのかをお聞かせ願えたらと思います。

渡邊課長 この目標数値とした理由といたしましては、毎年対象となる生徒が変わること、また市の計画でも令和2年度まではこの数値を目標として掲げているためです。しかしながら、市として英語教育を推進する必要があることから、令和3年度に向けましては、目標数値をもう少し高くできればと考えております。

田中委員 全体的なこととして、見開き2ページに事業全体を集約しないといけないことは理解していますが、文字が小さすぎるものが見受けられます。今後はどうにかかりますでしょうか。

藤原課長 おっしゃるとおりかと思いますが。作成する際には、可能な限り文量をコンパクトにしながらも、分かりやすくすることを念頭に置いているところですが、一方で、この報告書を市民の方々や議員の皆様に見ていただければ、事業の概要を理解していただける内容にしたいという思いもございまして、たくさんの方々の取組やその報告をさせていただきたいという気持ちの表れが一部あるかと思いますが、次回につきましては、分かりやすくはもちろんのこと、読みやすくしていくことを念頭に置きまして、報告書の編集に携わっていきたいと思います。

水野委員 52ページの評価のまとめにつきまして、今回は自己評価と外部評価が完全に一致しています。これは、公平な評価の裏付けになっているかと思いますが。しかしながら、5段階評価のうち、全ての事業が「AA」または「A」のみとなっており、そうなるにつれて、今後はスクラップアンドビルドが重要になってくるかと思いますが、これから新たな事業に取り組むなかで、予算やマン

パワーが限られますので、必要の無いものを廃止して新たなものを付け加えていけないといけません。そういったなか、この評価を見ても、新たなものに取り組んでいこうという思考に至りづらいですし、この事業は必要が無いので勇気を持って廃止し、新たな事業に取り組もうという姿勢はこの評価では見えません。趣旨として、今後の方向性を明らかにするということがあるなかで、果たしてこの5段階評価のうち、「AA」と「A」のみの状況に喜んでいいのかが複雑な気分です。この点をどのようにお考えでしょうか。

藤原課長

ご指摘の評価方法につきましては、昨年度のこの場におきまして、より実効性のある評価方法にすべきとご指摘いただいたところでございます。それを受けまして、今年度の報告書の編集前に事務局の中で検討会の場を持ち、どのように評価報告を改善すべきかを検討させていただき、結果的に昨年度と同様の評価方法を採用いたしました。1つに、着実に取組内容を推進し、効果・成果が挙がっているであろうかと思いますが、一方で、水野委員のおっしゃるとおり目標の立て方や設定方法にもう少し高みを目指すような努力であったり、指標を的確に数値化していくことも改善点として必要ではないかと考えておりますので、次年度の課題としていきたいと思っております。

水野委員

当然ながら、職員の皆様が日々頑張っておられることは理解しておりますが、だからこそ、この評価をこれで良かったねと終わらせて良いのかなと思えますし、例えば、「AA」の中でもこの要素があるからこんな取組がしたいとか、「A」の中でもこれはこういうことだから一旦廃止して、新たな事業に取り組みたいというような議論の材料になれば良いと思えます。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第3 教委議案第30号「令和元年度文化の日の表彰について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

日程第3 教委議案第30号「令和元年度文化の日の表彰について」の提案理由の説明をさせていただきます。

文化の日の表彰につきましては、再来月の11月3日に「文化の日表彰式典」をキラリエホールにて開催する予定であります。教育委員会表彰者につきまして、「大東市教育委員会表彰および感謝状授与に関する規程」第8条「表彰を受けるべき者の選考は、教育長の選考に基づき委員会においてこれを行う。」の規定に基づき、表彰を受けるべき者の選考を行うため、本委員会に議案を上程させていただくものでございます。

このたびの教育委員会表彰候補者は、同規程第4条に規定する本市に在住または勤務するものおよび市内で活動する団体等のものであり、なおかつ同条第1号の教育の発展に特に功績のあった方々でございます。

それでは、配布しております、文化の日表彰候補者の名簿および功績調書をご覧ください。今年の文化の日表彰候補者は、10名でございます。

順番に氏名、推薦団体および推薦理由等につきまして簡潔にご紹介をさせていただきます。なお、ご審議をいただくため、委員の皆様にご紹介をさせていただ

いております功績調書につきましては、個人情報保護の関係上、この教育委員会定例会終了後に回収とさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

始めに、大東市スカウト協議会からご推薦の佐々木 義和様は、平成16年4月から現在まで15年7ヶ月にわたり、同協議会の理事として、その発展にご尽力されています。

また、平成11年よりボーイスカウトリーダーとして、20年の長きにわたり、スカウト精神を育て、社会教育を推進し、良き指導者として活躍されている功績により、推薦されております。

大東市青少年指導員会からご推薦の日高 健様は、平成20年4月から平成31年3月31日まで、11年の長きにわたり、青少年指導員として活躍されました。

青少年指導員会では、谷川ブロック選出の理事として、夜間一斉巡視活動や市民まつりでの親と子のふれあい事業など、様々な全体事業の推進役として活躍され、地元の谷川ブロックでは、地域教育協議会の取組にも積極的に参加されておりました。現在は退任されていますが、学校と地域のパイプ役としての信頼も厚く、青少年指導員として様々な場面で中心的に活躍されるなど、その功績が評価され、推薦されております。

大東市子ども会育成連絡協議会からご推薦の村橋 浩一郎様は、平成19年4月から3年間、川中新町子ども会育成会の会長として、また、平成23年4月からは、大東市子ども会育成連絡協議会の理事、平成30年4月から現在まで体育部長として、協議会発展のためご尽力されています。

協議会での活動のみならず、地元のブロック子ども会や単位子ども会の育成・振興にも多大な貢献をされてきました。また、体育部長に就任されてからは、ソフトボール大会や駅伝大会、スーパードッジボール大会など、多忙な体育部事業を運営され、市内子ども会のスポーツ活動推進に大きく貢献された実績等により、推薦されております。

なお、表彰の根拠といたしまして、「大東市教育委員会表彰および感謝状授与の基準等に関する要綱」第4条において、社会教育団体傘下の役員歴については、その期間に2分の1を乗じて得た期間を、社会教育団体の役員に在籍した期間とみなすことができると定めていますので、大東市子ども会育成連絡協議会の理事に就かれる以前の川中新町子ども会役員をされた3年に2分の1を乗じた1年6カ月を、市子ども会育成連絡協議会役員歴8年7カ月に加算いたしまして、合計10年1カ月を表彰対象の期間とするものです。

大東市青少年指導員会からご推薦の戸田 光俊様は、平成19年4月から現在まで、12年7カ月の長きにわたり、青少年指導員として活躍されました。

青少年指導員として、地域の青少年の健全育成と非行防止に尽力されており、現在、三箇ブロック理事をしておられます。

ご自身は夜勤が多い仕事をされており、青少年指導員としての活動に割くことができる時間が少ない中、地域教育協議会行事等でも懸命に活動をしておられます。

三箇ブロックは本年4月の結成後、まだ間もないブロックですが、巡視活動

や小学校との意見交換会を行うなど積極的に活動しておられ、ブロックの理事として、他の指導員や活動の取りまとめ役として活躍されております。以上の功績が評価され、推薦されております。

大東市文化協会からご推薦の塩津 芙美恵様は、平成21年4月から平成31年3月まで、文化協会理事として、また、平成31年4月から現在まで、文化協会常任理事として、10年7ヶ月の長きにわたり、協会発展のためご尽力されています。

昭和56年から大東市書作家協会・書法連盟の会員として38年の長きにわたり書の普及活動に尽力され、伝統文化の継承と情操教育の充実発展に取り組んでこられました。書法連盟において、常任理事、会計部長といった重要な役割を長年担われ、精力的に活動を展開しておられます。

また、文化協会の諸事業にも協力を惜しまず、文化祭では展示部門の委員を担当され、会場のまとめ役として率先して貢献されています。

このように、長年、書芸術の魅力発信を推進され、本市の文化振興に大きく寄与された功績により、推薦されております。

大東市公民館登録団体連絡会からご推薦の林 孝夫様は、平成3年4月から4年間、大東市子ども会育成連絡協議会理事として活躍され、平成11年4月から現在までは、大東市公民館登録団体連絡会の絵画サークル「ラミクラブ」の代表者として、20年の長きにわたり活躍しておられます。

また、平成13年4月から平成26年3月まで6年間、公民館登録団体連絡会の理事として、また、平成26年4月から現在までの5年7カ月は、連絡会の会長として連絡会発展のためにご尽力されています。特に、公民館ふれあいまつり、各種研修会などの事業運営に新しい考え方を取り入れ、企画から運営まで幅広く指導力を発揮し、地域の方々との交流を大切にしながら、より良い活動となるよう尽力されていますことなど、公民館活動向上のために活躍されている功績により、推薦されております。

なお、表彰の根拠として、「大東市教育委員会表彰および感謝状授与の基準等に関する要綱」第4条において、複数の社会教育団体で活動した場合は、活動期間を通算できると定めていますので、平成3年から大東市子ども会育成連絡協議会理事をされた4年間、また、社会教育団体傘下の役員歴について、公民館登録団体連絡会理事に就かれる以前の、絵画サークル役員をされた2年に2分の1を乗じた1年を合わせた5年を、公民館登録団体連絡会役員歴11年7カ月に加算いたしまして、合計16年7カ月を表彰対象の期間とするものです。

大東市体育協会からご推薦の川上 和子様は、平成18年4月からソフトバレーボール連盟の常任理事として、また、平成22年4月からは体育協会理事としてご活躍され、協会発展のためご尽力されています。

体育協会理事として、建設的な提言や協会と連盟間の連絡調整に貢献され、連盟の常任理事・事務局長として、各種大会の企画・立案・運営の中心的役割を果たされ、連盟の発展に寄与されています。

責任感が強く、指導力にも優れ、年間50回ソフトバレーボール教室を開催する等、生涯スポーツの普及に尽力されており、以上の功績により推薦されて

おります。

表彰対象期間といたしましては、体育協会理事ご就任前のソフトバレーボール連盟役員期間4年に2分の1を乗じた2年を、体育協会役員歴9年7カ月に加算した、11年7カ月を表彰の根拠といたします。

大東市体育協会からご推薦の岩村 徳美様は、平成9年4月から卓球連盟の理事として、また、平成22年4月からは体育協会理事として、平成25年4月からは体育協会常任理事としてご活躍され、協会発展にご尽力されています。

体育協会理事として、建設的な提言や協会と連盟間の連絡調整に貢献され、連盟の理事として、各種大会の円滑な運営に尽力される等、連盟の発展に寄与されています。大阪府、北河内地区の大会の運営においてもご活躍されるなど、多くの功績により、推薦されております。

なお、岩村様におかれましても、体育協会理事に就かれる以前の卓球連盟役員をされた13年に2分の1を乗じた6年6カ月を、体育協会役員歴9年7カ月に加算いたしまして、今回の表彰対象期間16年1カ月を算定いたしております。

大東市スポーツ推進委員会からご推薦の高倉 栄一様は、平成20年4月から現在まで、11年7ヶ月の長きにわたり、スポーツ推進委員として活躍されています。

本市におけるスポーツ振興のため、市民にスポーツの実技指導を行ったり、ニュースポーツ等を地域に普及、発展させるため、尽力をされています。平成26年4月から平成30年3月にかけては、本市スポーツ推進委員会の副会長、北河内地区スポーツ推進委員連絡協議会並びに大阪府スポーツ推進員協議会の理事を務められ、大阪府全体のスポーツ振興に大いに貢献されています。

本市においては、教育委員会主催のイベントや研修会にも積極的に参加・協力され、所属の四条ブロックでは、ブロック長からの信頼も厚く、スポーツ推進委員全体の中でも中心的な存在となられており、本市のスポーツ振興に多大な貢献をされてきた功績により、推薦されております。

最後に、大東市スポーツ少年団本部からご推薦の上西 幸久様は、平成20年4月から現在まで少年団本部理事として11年7カ月にわたり少年団本部発展のためにご尽力されています。

平成12年よりスポーツ少年団に所属のサッカークラブの指導者として、サッカーを通じて数多くの青少年の育成に携わっており、平成20年からは本部理事を務めるなど、本市の青少年育成活動、スポーツ振興及びスポーツ少年団の発展に大きく貢献されており、その功績により推薦されておられます。

令和元年度の文化の日教育委員会表彰候補者10名のご紹介は以上でございます。今年のいずれの表彰候補者も活動年数等の条件を満たしており、本市教育の振興・発展に多大な貢献をもたらされておられる皆さま方で、今年の表彰に値する功績のある方々でございます。よろしくご審議のうえ、ご議決賜わりますようお願い申し上げます。

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたら願

いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第4 教委議案第31号「大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

平岡課長

日程第4 教委議案第31号「大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由をご説明申し上げます。

今回、大東市立総合文化センターにおきまして、新たな付属設備を追加いたしますことから、施設利用者が使用いただく際に発生いたします使用料金を規則に定めるものです。

新たな付属設備について、ご報告いたします。サブミキサー（デジタル32ch）は、サーティホールや多目的小ホールなどにおける音楽イベントの際に、ステージ等からの音声信号の音量や音質などを調整するための音響機材です。

当該機器は、デジタル処理により従来のアナログ型では不可能であった細やかな処理が可能となり、操作性も格段に向上するものです。

なお、今回の規則改正にあたりまして、従来からご利用いただいている旧式のサブミキサーの表記を（アナログ14ch）と変更いたしまして、利用者の皆様に周知させていただくものです。

使用料の設定につきましては、他の公共施設における使用料を調査いたしましたところ、デジタル式はアナログ式の2倍の設定となっているケースが標準的であることを確認いたしました。

本市の場合、アナログ式のサブミキサーが1,500円であるため、デジタル式は3,000円の設定が妥当であるかについて検討を行いました。

堺市や高石市、他府県では小平市など、多くの文化会館が3,000円です。他市では、2,000円という設定も多くありましたが、その場合、アナログ式は1,000円となっております。

各ホールごとの、サブミキサーの使用料設定の違いは、サブミキサーの型式が新しいか、旧式であるかによるところが大きいと思われませんが、今回は、最新式の機材であることから、3,000円が適当であると判断いたしました。

なお、今回のサブミキサーは、市の購入品ではなく、DAITO ROCK CITY実行委員会様からご寄贈いただいたものです。同委員会の皆様は、ROCKという音楽を通じて、大東市を元気にしたい。という目的で設立され、平成26年から毎年、サーティホールで、「DAITO ROCK CITY」という音楽イベントを開催していただき、音楽の素晴らしさ、本市の文化・芸術活動の発展に広くご貢献いただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

水野委員 寄贈されたものを有料で貸出すことは一般的でしょうか。

平岡課長 過去に前例はございます。DAITO ROCK CITY実行委員会の皆様も、自分たちがお世話になったサーティホールで使っていただきたいというご意思がございます。無償で貸し出してほしい旨のご依頼はなく、他の設備と同様に有料でお使いいただくことが妥当であると判断いたしましたので、使用料を設定させていただきました。

水野委員 既にアナログ14chの方は1,500円としているなかで、寄贈を受けたものがより良いものであれば、そもそももう一台はというようなややこしい議論になるかと思いました。これが妥当であれば良いですが、寄贈を受けたものを有料で貸し出すことに問題は無いということですね？

平岡課長 今回寄贈を受けたものを有料で貸し出すことについて、正式な確認はしておりません。前例踏襲で申し訳ございませんが、利用料をいただき、その利用料をサーティホールの運営に活用させていただき、DAITO ROCK CITY実行委員会の皆様の志にお応えさせていただきたいと思っております。

水野委員 DAITO ROCK CITY実行委員会の皆様は私もよく知っており、あちらの皆様のご思いはよく分かっているつもりですので、ぜひ皆さんが幸せになれるようなかたちでよろしく願いいたします。

太田委員 寄贈されたものはおいくらぐらいするものですか。

平岡課長 寄贈を受けたものには、サブミキサーを小ホールから大ホールへ持ち運ぶための頑丈な移動用ケースもあり、そちらも含めて115万円でございます。

亀岡教育長 他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長 次に、日程第5 教委議案第32号「大東市指定文化財の指定について」の提案理由の説明をお願いします。

黒田課長参事 日程第5 教委議案第32号「大東市指定文化財の指定について」につきまして、提案理由のご説明をさせていただきます。

今回ご審議頂きますのは、大東市野崎2丁目にございます専応寺が所蔵されております、「聖徳太子立像の指定」についてでございます。

専応寺は山号を「戸森山」といい、浄土真宗本願寺派の寺院です。寺の由緒は、親鸞の直弟子二十四人の一人である唯信が鎌倉時代に開いたとするものや、室町時代など諸説があり、寺が所蔵する永正17年（1520年）に本願寺から与えられた「絹本着色 阿弥陀如来絵像」の裏に「専応寺」の文字を確認することができます。ちなみにこの絵像は平成27年に市の指定有形文化財に指定しています。

今回指定しますのは、境内の太子堂に安置されています「聖徳太子立像」でございます。本像は、ヒノキ材の寄木造、目は彫眼、元は彩色が施されておりました。この形は太子が16歳の時、父の用明天皇の病氣平癒を祈念した姿をあらわしたもので、一般には「孝養太子像」と呼ばれているものです。

頭はやや大きく角張り、顔も角張っています。髪を後に引いて膨らんだ顔に湾曲した線状の眉に吊り上がった眼をしており、このような頭部や顔の表現

は、室町時代に多い作風とされ、衣服の表現も写実性に乏しいところから、同時代の作と推定されます。

江戸時代に流行した野崎まいりのコースは、先ず、専応寺の太子堂に詣でてから、野崎観音へ参るのが普通で、享和元年（1801年）刊行の「河内名所図会」では、讃良郡の名所の一つとして太子堂が紹介されています。

「専応寺 聖徳太子立像」は、調査の結果、室町時代の作であることが確認されたことから、北河内に現存する最古の聖徳太子像であり、当地における聖徳太子信仰と浄土真宗の伝播との関係を考える上で貴重な文化財で、大東市文化財保護条例等の法令に合致しており、市にとって重要な文化財であるため、同条第6条第2項の規定に基づき、大東市文化財保護審議会へ指定の諮問を行い、審議の結果、指定すべき旨の答申をいただきましたので、同条例第6条第1項の規定に基づき、「市指定有形文化財」として指定を頂くために議案を提出するものでございます。

以上、よろしくご審議頂き、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第6 教委議案第33号「平成30・31年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について」の提案理由の説明をお願いします。

中村課長

日程第6 教委議案第33号「平成30・31年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について」につきまして、提案理由のご説明させていただきます。

去る平成30年3月の教育委員会定例会にて、ご同意を賜りました平成30・31年度大東市スポーツ推進委員につきまして、随時募集を行ってありましたところ、野上 ゆきえ氏より応募がございました。

お手元の「平成30・31年度大東市スポーツ推進委員申込書」をご覧ください。

真ん中の応募理由欄に記載のとおり、野上氏につきましては、水泳インストラクターとして児童から成人まで幅広い世代の方々の指導に携わっておられ、スポーツを通して、心身の健康と家族や地域の方々とのコミュニケーションを図り、健全な生活を送る事のお手伝いをしたいとの強い思いで応募されておられます。

また、本申込書の記載説明時には、テーピング施術の認定資格を取得しているので、本市で開催されます各スポーツイベント時には、その資格を最大限に活かし、参加者に施術を行いたいとの強いアピールもございました。

以上のことから、本市で自分が持つ資格を有効活用し、地域の方々のために大いに貢献したいという積極的な動機を持って、応募されておりますことから、今後の本市におけるスポーツ振興を担う推進委員として、適任であるとの判断に至り、ご提案させていただく事となりました。

何卒、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

亀岡教育長

尚、配付させて頂きました資料のうち、今回のご説明に使用させて頂きました本申込書につきましては、個人情報の記載がございますので、本定例会終了後に回収させて頂きます。

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・・・日程第7 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例等の一部を改正する条例について

⇒子ども子育て支援法の一部を改正する法律が10月1日から施行され、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例等の一部を改正する条例が改正され、大東市立幼稚園条例を一部改正する旨を報告。

②運動会・体育大会等における組体操について

⇒大阪府教育庁の通知を受け、本市においても組体操の実施による骨折等の事故が発生していることを鑑み、園児・児童・生徒の安全確保の観点から、大東市立幼稚園、小・中学校の運動会・体育大会等における組体操の技の制限を行った旨を報告。

③令和元年度 第8回大東市教育研究フォーラム アンケート集計結果について

⇒8月2日（金）に実施した第8回大東市教育研究フォーラムにおけるアンケート集計結果について、各プログラムにおいて、参加者から「とてもよかった」・「よかった」等の好印象の回答が多くを占めており、好評であったことやほとんどの教員が正対した感想や前向きな改善策を挙げるなか、教員としての資質を疑わざるを得ない残念な回答が一部見受けられた旨を報告。

意見・質問

・教職員の出席率ほどの程度か。また出席自体は勤務扱いとするか。

⇒大阪府の初任者研修や部活動の交流戦が重なり、およそ86%の出席率であった。また、出席自体は勤務扱いとしている。

・アンケートの中に、「半分以上の先生が寝ていたり、スマホをさわっていたりしていました」とあるが、勤務扱いとするのであれば、これらの姿勢は正す必要があるのではないか。

⇒このアンケートを受け、出席していた指導主事、一部の校長や教員から聞き取りを行ったが、そのような事実は無かったとのこと、また、講演をいただいた講師からも「今日は一人の居眠りもなかった」旨を確認済みである。

しかし、保護者や市民の方々からの貴重なご意見であるため、今後の襟を正す戒めとしていきたい。

- ④「大東市立小・中学校の施設の使用に関する減免取扱要綱」及び「大東市立小・中学校の施設の使用に関する減免取扱内規」の制定について
⇒大東市立小・中学校の施設の使用に関する減免取扱基準に係る明確化を図るため、要綱及び内規を制定した旨を報告。

.....

亀岡教育長

以上をもちまして、9月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和元年10月18日

亀岡教育長

水野委員